

第1章 計画改訂の基本的事項

1 計画見直しの趣旨と背景

本市では、健全で良好な環境の保全と創造を掲げた「旭川市環境基本条例」の基本理念に基づき、平成28年3月に旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】を策定し、様々な施策を展開してきました。

この間、平成27年の「SDGs（持続可能な開発目標）」と「パリ協定」の採択を発端とする各種の計画や実施指針、アクションプランの策定などの動きが活発化しており、環境の観点においても持続可能な社会の実現に向けた取組が求められている状況にあります。

また、本市は、大雪山から連なる山並みに抱かれた、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、この恵まれた特性を生かすため、より一層の自然環境の保全と適正な利用を図ることが求められています。

環境基本計画に基づくこれまでの取組により、大気や水質に関する環境基準などの目標はおおむね達成されており、温室効果ガス排出量の削減についても様々な取組が行われています。

一方で、侵略的外来種の生息拡大や野生生物の市街地への出没相談の増加といった生態系の問題や、新たに構築するごみ処理システムに対応したごみ処理施設の整備などの課題を抱えています。

こうした社会情勢の変化や本市の特性、計画の進捗状況などを考慮し、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の見直しに合わせて、令和2年度以降の環境施策の基本的な展開方向を修正するため、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】の見直しを行いました。

【環境行政に関連した主な動向】

平成27年（2015年）	9月 国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択
	10月 旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定
	12月 気候変動枠組条約第21回締約国会議で「パリ協定」を採択
平成28年（2016年）	3月 旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】を策定 新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】を策定 第2次旭川市緑の基本計画を策定
	5月 国が「地球温暖化対策計画」を策定
	11月 国連協力による地球温暖化対策の枠組み「パリ協定」発効
	12月 国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の決定
平成29年（2017年）	12月 国が「SDGsアクションプラン2018」の決定
平成30年（2018年）	1月 第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラムを策定
	4月 国が「第五次環境基本計画」を策定
	6月 国が「気候変動適応法」を公布 国が「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定
	11月 国が「気候変動適応計画」を策定
	12月 国が「SDGsアクションプラン2019」の決定

2 計画の位置付けと性格

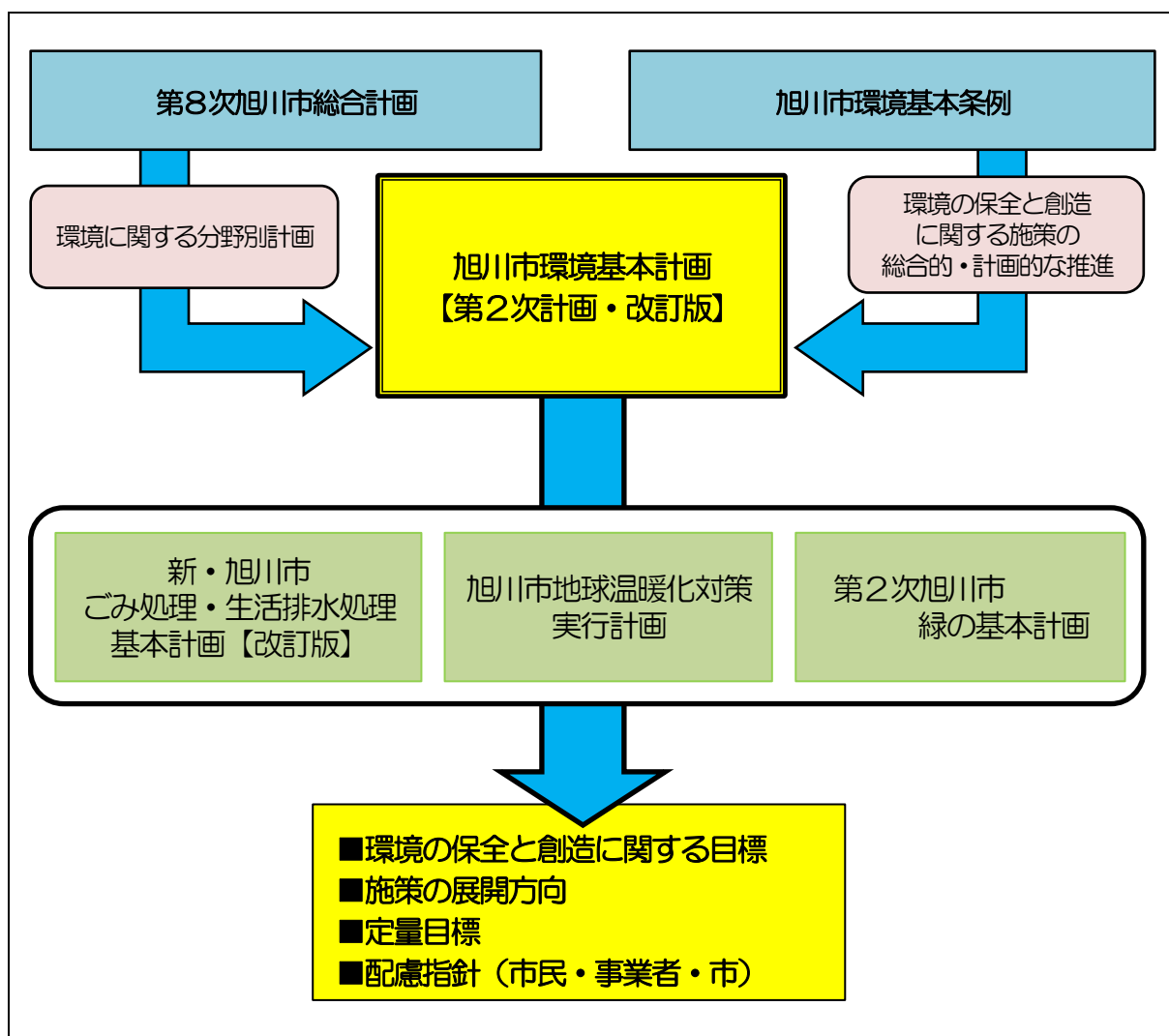
本計画は、旭川市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針などを定めています。

本計画では、現在の環境問題を巡る様々な動向や計画の進捗状況などを考慮して、21世紀半ばを見据えた長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間内に展開する施策の基本的事項を示しています。

また、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の分野別計画であるとともに、環境政策に関する基本的な計画として位置付けられており、環境に関する他の個別計画は、本計画との整合を図りながら推進されます。


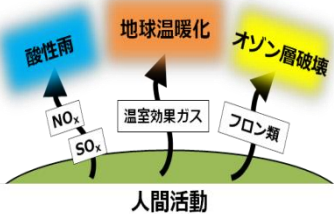



なお、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の枠組みである「第五次環境基本計画」や、北海道の特性を踏まえた「北海道環境基本計画（第2次計画）」との整合についても考慮しています。

【計画のイメージ】

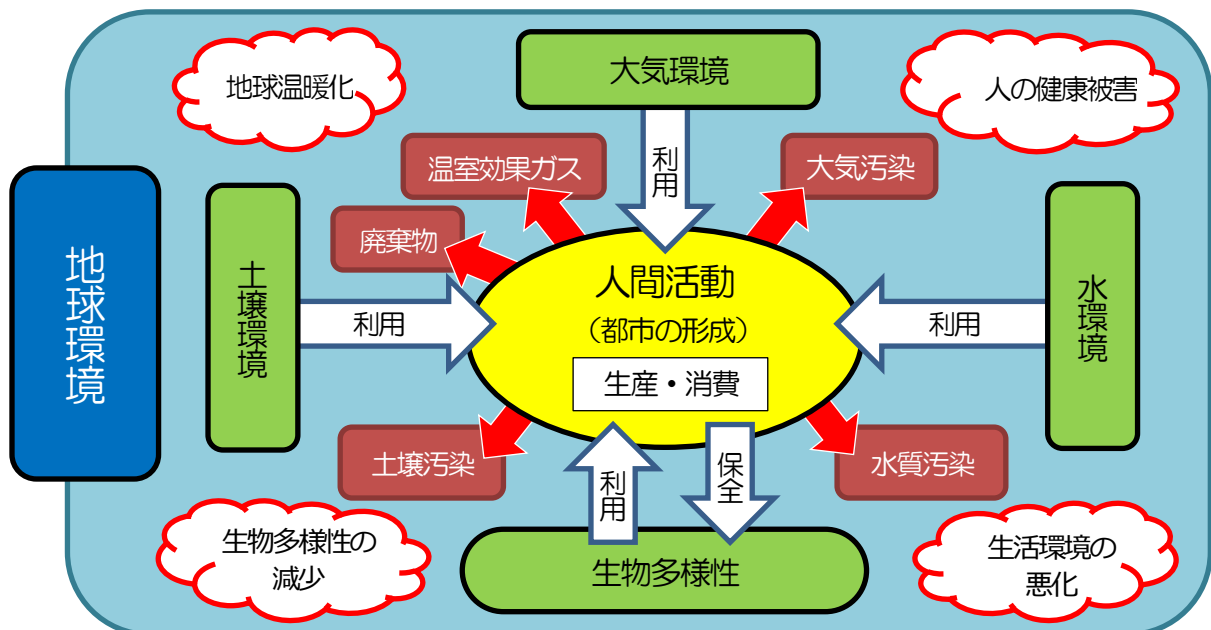


3 この計画で対象とする環境の範囲

旭川市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえるとともに、国や道の環境基本計画との整合を考慮し、次の分野を本計画で対象とする「環境」の範囲とします。

<p>○循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の減量化 ◆資源の循環的な利用 	<p>○地球環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化対策 ◆オゾン層破壊の防止 ◆酸性雨対策 ◆グリーン購入 
<p>○自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性の確保 ◆多様な森林・緑地・水辺地の保全 	<p>○都市環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆身近な緑や水辺とのふれあい ◆潤いと安らぎの確保 
<p>○生活環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大気、水、土壌などの良好な状態の保持 	

【人と環境の関係】



4 計画の期間

地球温暖化対策や生物多様性保全などの長期的な視点に立つとともに、第8次旭川市総合計画をはじめとした関連計画との整合性や一体的な進行管理を図るため、平成28年度から令和9年度までの12年間を本計画の期間とします。

5 計画の構成及び見直しの方向性

本計画は、環境の保全と創造に関する長期目標（第2章）、総合的な施策の方向（第3章）、配慮指針（第4章）、持続可能な開発目標との関係（第5章）で構成されています。

今回の見直しにおいては、環境の将来像及び環境目標を継承しながら、社会情勢の変化や新たな課題、現計画の進捗状況及び市民ニーズの変化への対応を踏まえ、施策の展開方向、配慮指針の検討を行いました。

また、定量目標では、令和5年度時点における中間目標値の設定を行いました。